

策定年月	令和7年5月
見直し年月	令和 年 月

麦・大豆国産化プラン

産地名：佐賀市（兵庫地区）

（作成主体：兵庫北部第一営農組合）

1. 麦・大豆生産の現状と課題及び課題解決に向けた取組方針

佐賀市は、全耕地面積に対して主食米の作付面積が約6割を占める水田地域である。
現在、佐賀市においては、佐賀市農業再生協議会が作成する水田収益力強化ビジョンにより水田フル活用の推進に取り組んでいるが、本計画において、麦・大豆生産拡大に係る取組をより具体化するとともに、関係者の連携を強化し、水田農業の更なる活性化を図っていく。

<麦>

○大麦については近年豊作が続き、過年度産在庫の繰り越しが発生し、令和3年産までは供給量が需要量を上回る状況が生じたが、令和4年産以降は最終実需者における外国産大麦から国内産大麦への原料切り替えが進んだことから、需要量が大幅に伸びている。

そこで、ドローンの導入により適期防除を行い、さらに、従来品種よりも多収が期待できる「はるか二条」の作付割合を拡大することで、大粒大麦全体の供給量の増加に繋げたい。

○排水対策や適期防除等を行い、今まで以上の高品質の麦生産に取り組む。

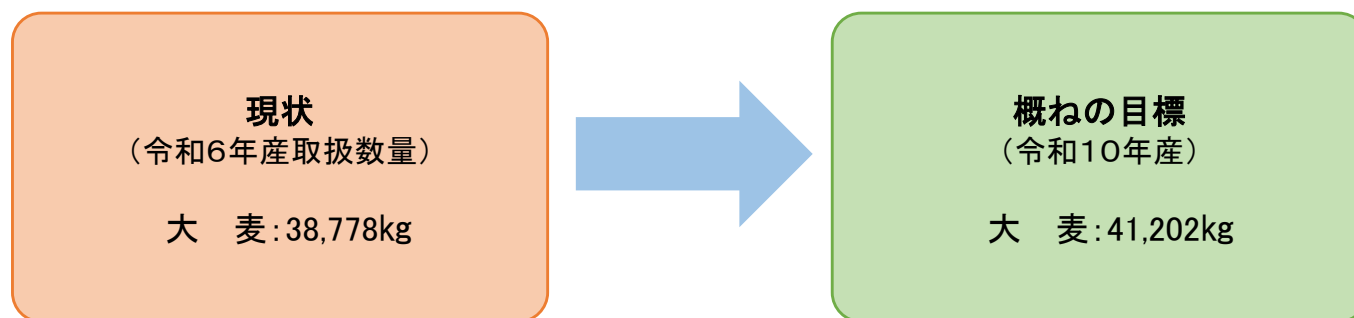
※ 麦・大豆生産における課題(湿害対策、適期播種、土づくり、連作障害対策等の必要性等)を具体的に記載すること。

※ 課題解決に向けて取り組む内容及び今後の生産拡大に向けた方針を具体的に記載すること。

2. 産地と実需者との連携方針

<麦>

民間流通麦佐賀県連絡協議会および民間流通麦佐賀県意見交換会において、実需者の需要動向を把握し意見交換を行い、需要に応じた生産計画を策定する。



主要な実需者

○麦: 非公表

※ 産地と実需者については具体的な名称を記載すること。

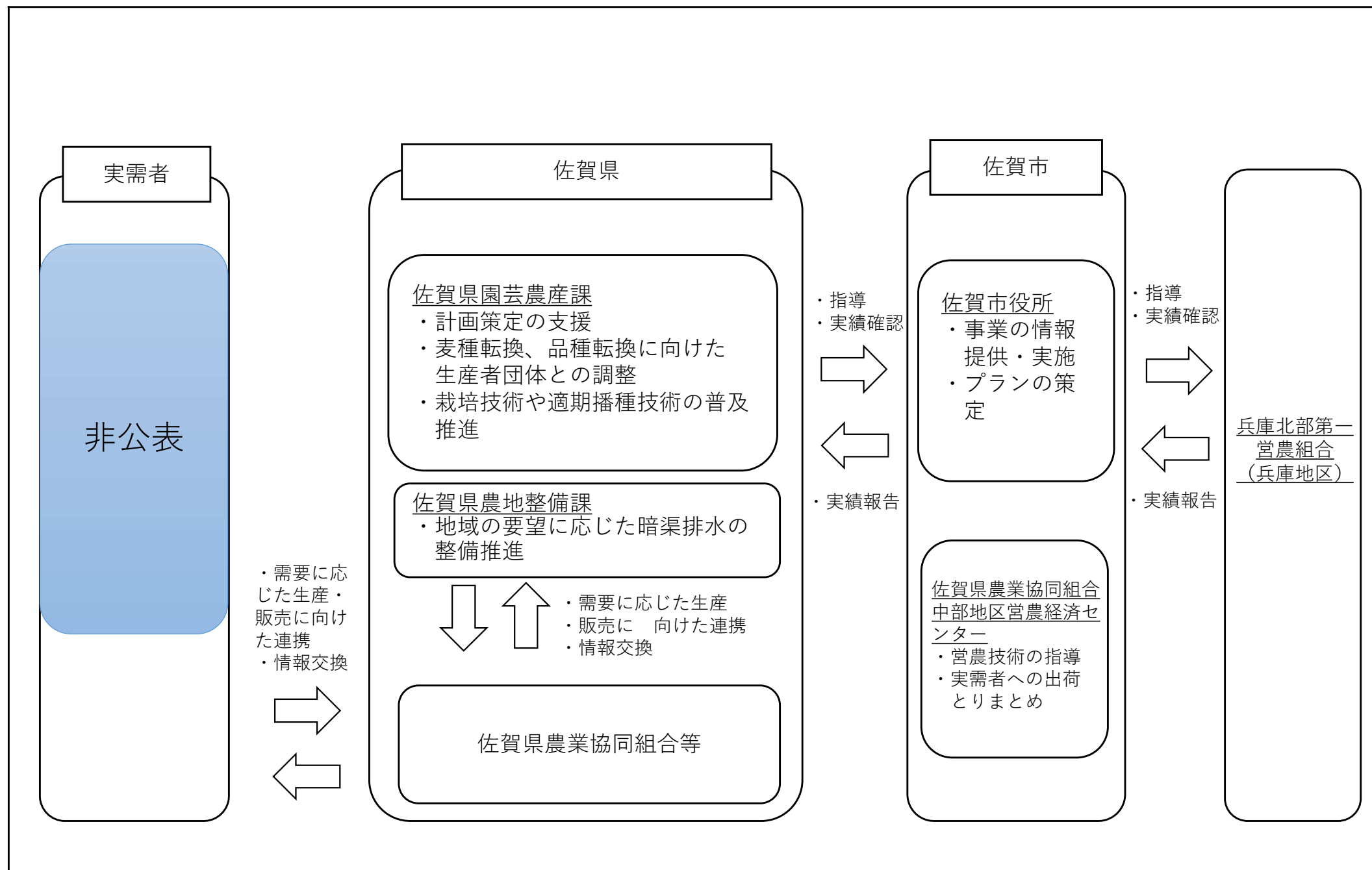
※ 麦の実需者は、麦を原料とした加工品等の製造を業とする者（製粉会社、製パン会社、製麺会社等）とする。

※ 大豆の実需者は、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者、大豆の販売を業とする者及びこれらの者が組織する法人その他の団体とする。

なお、販売を業とする者を実需者とする場合は、その者が販売する先（最終実需者）について、代表的な者の名称を記載すること。

※ 産地と実需者それぞれの国産麦・大豆取扱量の現状とおおむねの目標値を記載すること。

3. 麦・大豆の国産化に向けた推進体制及び各関係者の役割



※ 産地と実需者との連携について、図等を用いて明示すること。

※ 取組の中心となる農業者等を必ず位置付けること。